

## 16 附属機関等の取扱い

『合併協定項目(案)』

行財政小委員会において協議中

『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	

1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 住居表示審議会	09 - 01 - 08 - 03	委員構成は地域バランスに配慮
	(2) 都市計画審議会	09 - 01 - 09 - 01	
	(3) 水道審議会	12 - 01 - 03 - 1	委員構成は地域バランスに配慮
	(4) 廃棄物対策に関する附属機関	14 - 01 - 03 - 07	(同上)
	(5) 青少年問題協議会	16 - 05 - 06 - 06 【先行調整項目】	(同上)
	(6) 介護保険事業計画策定委員会	17 - 04 - 08 - 10	次期計画策定に向け、新市で速やかに再編
2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 特別職報酬等審議会	03 - 03 - 01 - 05	
	(2) 執行機関の附属機関	03 - 04 - 10 - 01	釧路市に定めがない附属機関で設置が必要と認められるものは、あらかじめ整理
	(3) 建築審査会	08 - 03 - 03 - 15	
	(4) 市町営住宅の入居者選考委員会	08 - 04 - 01 - 04	選考基準も釧路市の制度をベースに統合
	(5) 色彩委員会	08 - 05 - 01 - 03	
	(6) 下水道審議会	10 - 01 - 03 - 08	委員構成は地域バランスに配慮
	(7) 環境に関する附属機関	15 - 03 - 01 - 01	(同上)
	(8) 文化財保護審議会	16 - 06 - 02 - 02	(同上)
	(9) 国民健康保険運営協議会	18 - 01 - 08 - 01	